

阿久根市地域防災計画（修正案）に対する意見と阿久根市の考え方

1月23日から2月22日までの間に募集しました「阿久根市地域防災計画（修正案）」についての意見と阿久根市の考え方について掲載します。

● 提出人数 1名

● 提出のあった意見数（要望含む。） 21件

風水害・震災対策編

番号	意見	市の考え方
1	通し番号のページの表記に加えて、内容がわかる表示をする。 理由：目的に合った内容を見ているか確認がしやすいと思う。 例）ページの→62 風水害対策、ページの125→125 震災対策 参考資料：島原市地域防災計画のページ表記 など。	貴重な御意見ありがとうございます。 表示の見やすさについての御意見として今後の参考とさせていただきます。
2	文の中に「～に準ずる」と別のページを参照する箇所にページ番号を記載する。 理由：ページを記載すると早く確認でき、参照しやすいと思う。 例）P128の 第3編第1部第1章第4節 「広域応援体制」に準ずる→P70 第3編第1部第1章第4節 「広域応援体制」に準ずる	貴重な御意見ありがとうございます。 確認のしやすさについての御意見として今後の参考とさせていただきます。
3	P3 第2章 防災機関の業務の大綱に「その他防災上重要な施設の管理者等」として近隣の物流事業者と協定を結び、大綱に記載する。災害物資の特別仕分け場を担っていただく。 理由：集まる支援物資の配送を円滑に行うため。 出荷できるようにする。また輸送を円滑化するために必要なら、ヤマト運輸とアマゾンジャパンは支援物資の一時保管場所を確保する。 理由：熊本地震の際、市が指定して	貴重な御意見ありがとうございます。 今回の修正で積極的な災害時応援協定締結における記載（P22 広域応援体制の整備）及び資料編への表の追加（P36 災害に係る他機関及び団体との相互応援協定等）をしたところであります。 今後の修正の参考とさせていただきます。

	いない、手の届きにくい避難所まで物資の供給が不要な過剰を起こさず配送できていたから。 参考資料：日本経済新聞 「徳島県、ヤマト・アマゾンと連携 災害時の物資輸送で」 http://www.nikkei.com/article/DGXLZ089022110X00C15A7LA0000/ 一部引用～県とアマゾンは昨年、被災者が生活に必要な物資などを「ほしい物リスト」に登録して公開すると、閲覧者が寄付として物資を購入し、避難所まで届けるサービスを実施すると発表した。今回の協定は物流面から具体的に支えるもの。 アマゾンは、全国9カ所の物流センターに災害物資の特別仕分け場を設置し、迅速に荷物を	
4	P3 第2章 防災機関の業務の大綱に「その他防災上重要な施設の管理者等」としてアマゾンと協定を結び、P89の「・ 個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。」の1つの利用先として提示しておく。 参考資料：提案3と同じ。	貴重な御意見ありがとうございます。 今回の修正にて積極的な災害時応援協定締結における記載（P22 広域応援体制の整備）及び資料編への表の追加（P36 災害に係る他機関及び団体との相互応援協定等）をしたところであり、今後の参考とさせていただきます。
5	P25 避難体制の整備 の中に広域避難についての文章を加える。 理由：P146 において広域避難についての記載があるが、そこにつながる文章として P25～避難体制の整備の中に示す必要があると思う。	貴重な御意見ありがとうございます。 P25 避難体制の整備では、市の指定避難所に係る整備や避難経路について記載しております。広域避難については関係自治体等との協議調整も必要であり今後の参考とさせていただきます。
6	P27、P56の「なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全な避難について留意する。」に、妊産婦、乳幼児を加える。 理由：避難時の要配慮の必要性が高く、その内容も高度なため、その他として括らず明記するのがいいと思う。	貴重な御意見ありがとうございます。 要配慮者の中で自力での移動が困難な方を避難行動要支援者と位置付けております。高齢者や障がい者には寝たきりの方や、車いすを使用し避難の際に介助を必要とする可能性が高いことからこのような記載としております。妊産婦、乳幼児も要配慮者ではありますが、個別に表記することについては、今後の参考とさせていただきます。

7	P61 市災害対策本部の組織 を文章で表しているが、組織図を記載する。 理由：事前に理解し円滑に機能するため。（P21 災害対策本部運営マニュアルの作成とあるが、この計画書に図の表示がわかりやすい） 参考資料：島原市地域防災計画 風水害応急－8 組織図	貴重な御意見ありがとうございます。 御指摘の件につきましては、資料編参考（阿久根市災害対策本部組織表）で記載しております。
8	P109 7 小中学校児童生徒の集団避難 （5）避難場所 とあるが、保護者に引き渡せない子供はどこに避難所に誰が連れていき保護するかまで記載する。 理由：保護者は一定の時間内に引き渡し場所へ行くことが困難な場合があるため、引き渡し時間後について明記しておき、混乱を防いでほしい。	貴重な御意見ありがとうございます。 市が指定する避難所を開設した場合、原則として市の職員を配置することとしております。保護者に引き渡すまではそれぞれの避難所で保護し、保護者との連絡に努めることとしています。
要望	P70 広域応援体制 協定に基づき迅速に応援を要請する とあるが、災害時に応援を要請した場合、どちらが車両を用意する～避難者の扱いまで協定で取り決めて記載してほしい。	貴重な御意見ありがとうございます。 御意見につきましては、協定を基本として具体的に定めることとしております。
要望	P130 津波予報の種類と開設 の放送について、危険のレベルにより、津波注意と大津波の警報の録音はトーンを変えて放送する。 理由：大きな危険が迫ってきたら単調な調子の放送ではなく、鬼気迫る放送が避難行動を急がせるのに効果的だと防災に関する本で見ました。（本の名前を忘れました・・・阿久根市立図書館にあります）	貴重な御意見ありがとうございます。 市では現在、大津波警報が発令された場合、Jアラート（全国瞬時警報システム）にて住民への周知がされることとなっております。警報サイレンの吹鳴及び高台への避難を呼びかける内容になっておりますので、緊急性は高いものと考えております。
要望	これから作成されるマニュアル、手順書をなるべく公開し、防災リーダーやボランティア団体の教育、市民の意識向上に生かしてほしい。	貴重な御意見ありがとうございます。 市の防災力向上の取組として今後の参考とさせていただきます。

※ 意見（要望含む。）については、項目の番号を除き、原文のまま掲載してあります。

原子力対策編

番号	意 見	市の考え方
1	P6 「第 6 節 計画の基礎とするべき災害の想定」に想定される被爆の影響を明記する。 理由：避けるべき事象は何か，何が優先かが明確になるから。 参考資料：掛川市 地域防災計画 原子力対策編 P6 第 5 節 計画の基礎とするべき災害の想定	貴重な御意見ありがとうございます。 被ばくの影響に対する優先性等の明記についての御意見として，今後の参考とさせていただきます。
2	P16 対策本部体制の組織図を記載する。 理由：視覚的に理解でき，わかりやすいから。	貴重な御意見ありがとうございます。 対策本部体制の組織図につきましては，今後検討いたします。
3	P32 「(1) 市は，県と連携し，緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう配布場所，配布のための手続，配布及び服用に關与する医師，薬剤師の手配等について，あらかじめ定めるとともに，配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。」に，「配布用の安定ヨウ素剤」の後に「予防服用の効果，服用対象者，禁忌等について説明するための説明書，問診票，配布マニュアル等」を加える。 理由：準備をしておき、配布決定後速やかに配布するため。 参考資料：掛川市 地域防災計画 原子力対策編 P33 (2)	貴重な御意見ありがとうございます。 安定ヨウ素剤配布に併せて，説明書等を配布するための準備についての御意見として，今後の参考にさせていただきます。
4	P32 「(2) 市は，県と連携し，避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する。」を，「市は，県と連携し，又は独自の判断により，避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する。」と記載する。 理由：P43には「(2) 市は，県と連携し，原子力災害対策本部の指	貴重な御意見ありがとうございます。 P 3 2 は予防服用体制の整備についてであり，P 4 3 は予防服用について，記載しており，それぞれの項目で内容が異なりますので，このように表示いたしております。御意見については，今後の参考とさせていただきます。

	示に基づき，又は独自の判断により，住民等に対し，原則として医師の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに，服用を指示するものとする。」とあり、言葉をそろえるため。	
5	P47 「(3)～所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。」に，「居住地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備 市は県の支援のもと，居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう，被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し，円滑な運用・強化を図るものとする。」を加える。 理由：避難先自治体などからのサービスを受けられるように，また，阿久根市が把握できていない広域避難者の情報を避難先自治体などから得て，阿久根市の状況，サービス内容，その期日他，必要な情報を避難者へ伝達し，孤立を防ぐため。 参考資料：掛川市 地域防災計画 原子力対策編 P29 第7	貴重な御意見ありがとうございます。 広域避難者の情報を避難先自治体と共有し，避難者の孤立を防ぐことについての御意見として，今後の参考とさせていただきます。
6	静岡県掛川市の地域防災計画 原子力対策編には「第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除」がある。阿久根市も明記する。 引用～ 第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除 【担当班：総括班】 市は、県警察と協力し、暴力団等の復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復	貴重な御意見ありがとうございます。 復旧・復興事業からの暴力団等の排除についての御意見として，今後の参考とさせていただきます。 なお，本市では阿久根市暴力団排除条例（平成24年阿久根市条例第24号）等により市の事務事業への暴力団の介入等がないようにしております。

	旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。 理由：復旧・復興事業はその目的から巨額長期の事業であり、暴力団等の参入・介入による復興の妨げを排除するため。（過去の復興の現場における知見から記載されたものと推測しました）	
要望	P9 受入市町の業務が列記してあるが、受入市町とはP9に記載の業務が遂行されるよう協定を結ぶ、これから附則などして災害時は実行されるよう内容を明記する。 理由：受入市町を調査したところ、避難施設のカギを開ける以外の用意は無かったことから、協定に記載の業務を記載し、実行していただくため。	貴重な御意見ありがとうございます。 受入市町とは協議や訓練等を通じてそれぞれの役割等を確認しており、今後も連携を図っていくこととしております。御意見については、今後の参考とさせていただきます。
要望	P44 7 学校等施設における避難措置 「避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。」とあるが、この「あらかじめ定めた避難計画等」を生徒保護者に開示してほしい。 理由：保護者に子供の処置を事前に知らせることで保護者は先の見通しが立ち、混乱を防ぐことができるため。	貴重な御意見ありがとうございます。 御意見については、各学校へお知らせいたします。
要望	年少者に対する避難とヨウ素剤配布の優先性を明記してほしい。 H29年2月1日に鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会 に対して佐藤 暁氏から平成 28 年度鹿児島県原子力防災訓練視察の所感が出されたが、P1に「同じ環境に曝露されても、より高い甲状腺	貴重な御意見ありがとうございます。 今後の参考とさせていただきます。

	被曝を受ける年少者の避難の優先性も考慮される必要があると思われます。」とあります。年少者、乳幼児、妊産婦など被爆に弱い人への対応は多く指摘されながら実行する自治体は少ない状態です。阿久根市としてその優先性を考慮した先駆的な計画を立ててほしいです。 参考資料：鹿児島県HP 第2回委員会（平成29年2月7日）参考資料資料 https://www.pref.kagoshima.jp/aj02/documents/56880_20170207131702-1.pdf	
要望	災害時広域支援計画を立てる（他市町村の被災地への支援計画） 理由：市は自分のところの市民に対する支援は計画しても広域の被災地への支援は計画してこなかった。受け入れ自治体を調査すると、原子力災害時の広域避難先であつても避難所のカギを開ける以外の支援の用意は無かった。この意識のずれを解消し、互いに有効な関係を構築するために、阿久根市の他地域に対する災害時支援計画を立てて相手の地域のメリットを明らかにして相互支援協定を広げていく。	貴重な御意見ありがとうございます。 互いに有効な関係を構築し、相互支援協定を展開していくことについての御意見として、今後の参考とさせていただきます。

※ 意見（要望含む。）については、項目の番号を除き、原文のまま掲載してあります。